

有料職業紹介手数料の返還制度

弊社の紹介した採用決定者（求職者）が、求人者の一方的な理由により解雇又はそれに準じる処置を行った場合を除き、採用入社後の一定期間内に自己都合により退社した場合は、以下の条件に従い領収済み紹介手数料の一部を返還します。

- （１） 正社員の場合
 - ①採用入社日から３ヶ月以内の場合 ５０％
 - ②採用入社日から６ヶ月以内の場合 ２０％
- （２） 有期間契約社員の場合
 - ①採用入社日から１ヶ月以内の場合 ５０％
- （３） 有期間契約社員が契約期間終了後正社員として登用された場合
 - ①採用入社日から１ヶ月以内の場合 ５０％
- （４） 紹介予定派遣社員が契約期間終了後正社員として登用された場合
 - ①採用入社日から１ヶ月以内の場合 ５０％

以上